

安芸高田市サテライトオフィス等進出支援補助金交付要綱

平成28年7月21日

告示第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、市の経済の発展に資することを目的とし、市内において新たにサテライトオフィス等を開設する者のサテライトオフィス等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で安芸高田市サテライトオフィス等進出支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、安芸高田市補助金等交付規則(平成16年安芸高田市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス等 通信回線の活用により本社と同等の業務が実施可能な当該本社の遠隔地に置かれる事務所又は支店をいう。
- (2) 事業者 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社又は有限会社法(昭和13年法律第74号)第1条の規定する有限会社のうちサテライトオフィス等を賃借又は新設する者をいう。
- (3) 通信回線 サテライトオフィス等において、業務を行うため使用する通信回線(あじさいネット)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に企業活動の拠点を開設し、かつ、企業活動を通じて地域経済の発展に寄与する事業を計画する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 経営者を含む常用勤務者が1名以上在勤する企業又は市内において2名以上の新規雇用をする企業
- (2) 県外から市内に本社を移転する企業
- (3) その他市長が適当と認める企業

(補助対象者外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は対象者としな

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

の適用を受ける事業又は公序良俗に反する事業を行う場合

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に該当する者

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に定める経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 建物改修費 対象者がサテライトオフィス等の事業所を開設するために要する建物改修経費
- (2) 設備費 対象者がサテライトオフィス等で事業を行う場合に必要な什器等に係る経費及び機器、機械設備(車両等を除く。)等に係る経費
- (3) 賃借費及び通信費 対象者がサテライトオフィス等の事務所を開設するために要する建物、レンタルオフィス等の賃借料、利用料並びに光回線工事及び光回線に係る通信料
- (4) 交通費 対象者がサテライトオフィス等の事務所を開設する準備等に要した交通費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条各号に掲げる補助対象経費の2分の1以内の額とし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の上限額は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物改修費及び設備費並びに交通費 300万円を上限とする。
- (2) 賃借料及び通信費 50万円を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付の申請をする者(以下「申請者」という。)のうち、建物改修費及び設備費並びに交通費に係る申請者は、あらかじめ、安芸高田市サテライトオフィス等進出支援補助金(建物改修費及び設備費並びに交通費)交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書
- (3) 事業収支予算書

- (4) 見積書
 - (5) 法人登記簿の写し又は定款
 - (6) 決算書の写し
 - (7) 在勤する従業員又は経営者の身分証明書
 - (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 2 賃借料及び通信費に係る申請者は、あらかじめ、安芸高田市サテライトオフィス等進出支援補助金(賃借料及び通信費)交付申請書(様式第2号)に、建物、レンタルオフィス等の賃貸借契約書の写しを添え、市長に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する申請は、同一申請者につき1回を限度とし、前項に規定する申請は、最初の交付決定を受けた年度から起算して3年間に限り、各年度1回を限度として申請することができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときには、当該申請書の内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、申請者に対し安芸高田市サテライトオフィス等進出支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をする場合には、申請者に対し次の条件を付することができるものとする。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助金の交付決定した額に変更が生じる場合

イ サテライトオフィス等を閉所又は解約する場合

ウ 申請者が経済活動上の理由等によりサテライトオフィス等の進出を延期し、又は進出計画が廃止となる場合

(2) 補助対象経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、補助事業完了後5年間保管し、市長から請求があったときは、速やかに提出すること。

(3) この要綱の規定により補助金の交付決定を受けた対象経費に関し、他の補助金等の交付を受けないこと。

3 申請者は、事業内容を変更するときは、安芸高田市サテライトオフィス等進出支援補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

- 4 申請者は、第2項第1号イ又はウに該当する場合には、安芸高田市サテライトオフィス等進出支援補助金取消申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、第3項の安芸高田市サテライトオフィス等進出支援補助金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金額を決定し、安芸高田市サテライトオフィス等進出支援補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。ただし、補助金の額については、第1項により決定した補助金の額を超えないものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、この要綱により補助金の交付を受ける事業(以下「補助対象事業」という。)が完了したときには、第5条各号に掲げる補助対象経費ごとに、安芸高田市サテライトオフィス等進出支援補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添え、補助対象事業の完了後20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
 - (2) 事業収支決算書
 - (3) 事業の実施状況が確認できる成果物(写真等)
 - (4) 領収書の写し又は支払を証明する書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、補助対象事業の完了後3年間は事業継続状況の確認のため、事業収支決算書及び確定申告書等を会計年度終了後60日以内に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、内容の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、安芸高田市サテライトオフィス等進出支援補助金確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 申請者は、前条の確定通知書を受けたときは、速やかに安芸高田市サテライトオフィス等進出支援補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(財産の管理及び処分)

第12条 申請者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、

担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 申請者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は財産を処分してはならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助対象事業の実施について、不正の行為が認められるとき。

(3) 許可なく財産の処分を行ったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月21日から施行する。

附 則 (令和3年7月1日告示第58号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。